

第64号議案

春日市部制条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

社会経済情勢に的確に対応し、効果的かつ効率的な行政事務の推進を図るため、部の編成を見直す必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市部制条例の一部を改正する条例

春日市部制条例(昭和47年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号から第7号までを次のように改める。

- (3) 市民部
- (4) 地域共生部
- (5) 協働推進部
- (6) 都市整備部
- (7) こども支援部

第3条第1号に次のように加える。

カ 情報政策及びデジタル・トランスフォーメーションに関すること。

第3条第2号カを次のように改める。

カ 危機管理に関すること。

第3条第2号に次のように加える。

キ 消防、防災及び防犯に関すること。

第3条第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 市民部

- ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- イ 国民年金に関すること。
- ウ 市税に関すること。
- エ 国民健康保険に関すること。
- オ 後期高齢者医療その他医療に関すること。

- (4) 地域共生部

- ア 地域共生社会の実現に関すること。
- イ 高齢者福祉に関すること。
- ウ 介護保険に関すること。
- エ 障害者福祉に関すること。
- オ 健康づくりに関すること。
- カ 保健衛生に関すること(母子保健に関することを除く。)

キ 社会福祉及び社会保障に関すること(他部に属するものを除く。)
ク 人権に関すること。

ケ 男女共同参画に関すること。

(5) 協働推進部

ア 協働のまちづくりに関すること。

イ 地域コミュニティに関すること。

ウ 環境衛生に関すること。

エ 商工業に関すること。

オ 統計に関すること。

カ 農業に関すること。

キ 市民図書館に関すること。

ク スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)

ケ 文化に関すること(文化財に関するものを含む。)

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条に次の1号を加える。

(7) こども支援部

ア 児童福祉に関すること。

イ 子ども・子育て支援に関すること。

ウ 母子保健に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(春日市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

2 春日市スポーツ推進審議会条例(昭和55年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康推進部」を「協働推進部」に改める。

(春日市文化芸術審議会条例の一部改正)

3 春日市文化芸術審議会条例(平成17年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条中「地域生活部」を「協働推進部」に改める。

(春日市子ども・子育て会議条例の一部改正)

4 春日市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉支援部」を「こども支援部」に改める。

(春日市特定教育・保育施設等における事故検証委員会条例の一部改正)

5 春日市特定教育・保育施設等における事故検証委員会条例(平成29年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第10条中「福祉支援部」を「こども支援部」に改める。

(春日市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会条例の一部改正)

6 春日市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会条例(平成14年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条中「健康推進部」を「地域共生部」に改める。

(春日市障害者福祉長期行動計画検討協議会設置条例の一部改正)

7 春日市障害者福祉長期行動計画検討協議会設置条例(平成12年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉支援部」を「地域共生部」に改める。

(春日市廃棄物減量等推進協議会設置条例の一部改正)

8 春日市廃棄物減量等推進協議会設置条例(平成4年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条中「地域生活部」を「協働推進部」に改める。

(春日市空家等対策協議会条例の一部改正)

9 春日市空家等対策協議会条例(平成29年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中「地域生活部」を「総務部」に改める。

(春日市健康づくり推進協議会条例の一部改正)

10 春日市健康づくり推進協議会条例(平成14年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条中「健康推進部」を「地域共生部」に改める。

(春日市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

11 春日市予防接種健康被害調査委員会条例(昭和53年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第10条中「健康推進部」を「地域共生部」に改める。

(春日市農業委員会の委員候補者選考会条例の一部改正)

- 12 春日市農業委員会の委員候補者選考会条例(平成28年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条中「地域生活部」を「協働推進部」に改める。

(春日市商工振興審議会条例の一部改正)

- 13 春日市商工振興審議会条例(昭和54年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条中「地域生活部」を「協働推進部」に改める。